

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る群馬県後期高齢者医療
広域連合後期高齢者医療傷病手当金の支給に関する規則

令和 2 年 5 月 18 日

規則第 8 号

改正 令和 2 年 9 月 9 日規則第 9 号

令和 2 年 12 月 8 日規則第 10 号

令和 3 年 3 月 9 日規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年広域連合条例第 30 号。以下「条例」という。）附則第 5 条から第 7 条まで及び群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和 2 年広域連合条例第 7 号。以下「改正条例」という。）附則に定めるもののほか、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(傷病手当金の申請等)

第 2 条 被保険者等が条例附則第 5 条から第 7 条までの規定による傷病手当金の支給を受けようとするときは、後期高齢者医療傷病手当金支給申請書を広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の規定による申請書を受理し、支給又は不支給を決定したときは、後期高齢者医療傷病手当金支給決定通知書又は後期高齢者医療傷病手当金支給申請却下通知書により被保険者等に通知するものとする。

(書類の様式)

第 3 条 次に掲げる書類の様式は、別に定める。

- (1) 後期高齢者医療傷病手当金支給申請書
- (2) 後期高齢者医療傷病手当金支給決定通知書
- (3) 後期高齢者医療傷病手当金支給申請却下通知書

(改正条例附則の規則で定める日)

第 4 条 改正条例附則の規則で定める日は、令和 3 年 6 月 30 日とする。

(令 2 規則 9・令 2 規則 10・令 3 規則 6・一部改正)

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 2 年 9 月 9 日規則第 9 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年12月 8 日規則第10号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 9 日規則第 6 号）
この規則は、公布の日から施行する。